

## 日本労働年鑑 第28集 1956年版

The Labour Year Book of Japan 1956

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第二章 米価・供出をめぐる運動

## 第一節 食管制度の転換と米価問題の重大化

一九五四年はわが国食糧統制史における転換の年となった。戦時統制経済の基礎的な一環として始められた食糧の強権的供出制度は戦後も占領体制下に強行せられ、いわゆる「ジープ供出」の段階に入ったが、サンフランシスコ条約締結後はもはや「ジープ」の強制も用いられず、政府の統制力もしだいに弛緩するに至った。はじめに芋類が、つぎに雑穀、麦類が自由販売になり、米だけが直接統制の対象として現在まで残された。

本年に入って食管制度が政府、国会はじめ、農民、農業団体の間に真剣に論議されるに至った理由は次の諸点である。

第一に財政負担の増大である。占領中の時期でも池田蔵相はこの理由をあげて主食の統制撤廃を主張し、それが危く実現しようとしたこともある。たとえば直接の財政負担でも五三年産米は二八三億円、これに外米輸入補給金二三二億円が追加される。MSA体制下の再軍備予算の建前からして、食糧関係の経費節約が主張される。

第二に、朝鮮動乱終結、特需減少をきっかけとする国際収支の悪化である。この日本経済危機の資本主義的打開の基礎的措置として、低米価—低賃銀による商品コストの引下げ、輸出増大が考えられてくる。外米から外麦、しかもMSA小麦の大量輸入による国民経済の軍事化への道——この道を容易ならしめるものとしても、主食の統制撤廃が主張される。第三に、供出の行き詰り、供出確保数量の減少である。総生産量に対する供出量の割合は、戦時中はいずれの年も五〇%以上で、四四年には六三%強に達したが、占領中は五〇%から四〇%に低下し、五一年以後は三〇%前後に低下した。食管制度の意義が問われる有力な理由である。

第四に政策米価の矛盾の増大である。パリティ方式による低米価が農民・農業団体の反対にあり、供出確保のために各種の奨励金をつけて複雑な米価構成をとり、しかも「三割農政」的米価となって国民の批判にさらされるにいたったのも、政府をして真剣に食管制度転換の必要を感ぜしめたからであろう。

このような基本的な、政治経済事情のもとに、資本主義的コースとして主食直接統制撤廃への道が開けてきたとき、五三年の大凶作は供出制の即時撤廃を不可能のものとした。政府は当面現行管理制を存続しながら、新たな制度を研究することになった。自由党内閣のもとにつくられた食糧対策協議会(一九五三・一二閣議決定)がその研究機関である。この協議会は五四年七月、生産者の自主的申告にもとづく予約買付制により、当分の間米の直接統制をつづけると一応の結論を出し、この結論はまた次期政権たる鳩山内閣にもひきつがれて五五年度より実施されることになるのであ

るが、協議会の答申にも「将来は統制を撤廃する」とあり、自由党はじめ保守政党、日経連、経済同友会等の間にも同様の強力な主張があり、革新政党・農業・農民団体の主張と鋭く対立する。食糧制度、米価をめぐり、農政運動、農民運動の起きるのは当然である。

次にかんたんに、各農民団体、農業団体、全食糧労組等の動きをみておこう。

#### 中央農業会議

四月二八日の中農中央常任委員会は傘下諸団体の意見をとりまとめ、次の「意見」を発表し、運動を展開することになった。

##### (食糧管理制度に関する意見)

現行食糧管理制度は戦時立法として制度化され供出割当等において今日なおかかる性格を強く残し、生産者米価を一方向的に抑え、農村民主化の方向と背馳する面が強い。しかし米に対する現行統制方式を根本的に改変することは、国民食糧の厳しい現実に照して到底不可能である。

依って米の直接統制を維持しつつ、これをつぎの如く改善する必要がある。

(一)生産者の予約売渡申込に基く政府の一手買入制を実施するものとして予約奨励金の交付その他必要な措置を講ずること。

右の予約売渡申込の取まとめに当っては農協系統組織を活用すること。

(二)配給については必要な改正を行い、存続するものとする。

(三)政府の買入価格は再生産を補償する価格とすること。

右のため必要ある場合は二重価格をとるものとする。

なお、本来の早場米奨励金は存続すること。

(四)輸入食糧は現行通りその全量を政府管理とすること。

#### 日農主体性派

四月三―四日の第七回全国大会で、当面の食糧管理制度について、次の諸点を主張した。

(一)MSA小麦および小麦借款絶対反対。

(二)麦類の配給制度を復活すること。

(三)農民の納得する価格と農民の自主申出にもとづく米麦の予約買入制度を実施すること。

#### 日農統一派

一九五四年度運動方針において、生産費をつぐなう米価、自主供出、消費者価格引上げ反対を実質的にたたかいとるために、総評はじめ各労組と労農共闘を進める、部落、町村実行委員会をつくり、日農はその中核として活動すること、等をきめた(第六章日農統一派第八回全国大会、運動方針の項参照)。また広く食糧制度については、「農民新聞」(一一月二一日号・一二月五日号)や「農民運動資料」(五五年一月第六五号)等にその態度を表明しているが、直接統制撤廃、低米価低賃銀政策、MSA体制反対を基調としている。

#### 全食糧労働組合

五四年四月新潟における大会において「国民食糧を守る闘いについて」(運動方針)決定をしたが、その要旨は次の通りである。

(一)民主的食糧管理方式の確立——国民経済の安定と、国民生活の保証のため食糧管理は存続せねばならぬ。主要食糧は国内増産を優先的にし、またそれを公平に、消費者には生活安定に役立つよう円滑に配分せねばならぬ。米価は限界生産費を基準に、同一労働同一賃金の原則にもとずき、農民の労働所得を他産業労働所得と均衡せしめるように決定する。消費者価格は家計費計算方式により、これによって生ずる赤字は財政負担とする。超過供出奨励金は廃止する。食糧管理は民主的に運営され、検査も民主化されねばならぬ。集荷は、農民の自主申告にもとづく数量につき政府が買上げ、米価は数量決定前にきめる。

(二)具体的な闘争方式——食糧対策研究会の強化と運営、食糧対策国民会議の組織拡大、講習会、国会議員への働きかけ、大衆宣伝啓蒙運動、総評、主婦団体、農民団体、革新政党との連繋。以上を行うため労農市民と提携の強化。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---